

アーレント・難民・収容所(1)

渡名喜庸哲 TONAKI Yotetsu

はじめに

ハンナ・アーレントは「収容所」に入れられていた。さらには「難民」ないし「亡命者」であった——これらのことはよく指摘されることだ。そうした経験こそ、『全体主義の起原』での「無国籍者」の「諸権利をもつ権利」に関する議論や、強制収容所についての考察、さらには『人間の条件』を中心とした理論的著作で見られる政治的行為の条件をめぐる思想を生み出したのだろう。だが、それはどのような経験だったのか。

実は、この点は、近年ますます盛んになる日本におけるアーレント研究を見渡してもそれほど判然とするわけではない。たとえば、百木漠と戸谷洋志の共著では次のように言われる。

実は彼女自身も一時的に収容所に捕らえられる経験をしていたのだった。幸運にも、彼女は1ヶ月足らずでその収容所を脱出することができたのだが、3週間程度の生活だけでも、収容所が一体どのような場所であるか、それがどれほど人間の尊厳を傷つける場所であるかを、嫌というほど実感したはずである¹。

だが、いくつもの証言によって知られているように、「強制収容所」からの脱出はきわめて困難であり、仮に成功した場合でも残った囚人たちには極めて苛烈な報復が加えられたはずだ。彼女はどのようにして脱出に成功したのだろうか。矢野久美子は、アーレントは非常に劣悪な環境の「ギュルス収容所」に勾留されていたが、「パリ占領後の数日間の混乱を、唯一のチャンスと見なしたフィットコヤ

アーレントたちは、偽の釈放証明書を手に入れて脱走した」と述べる²。だが、矢野が紹介するアーレント自身の次の記述には足を止める必要がある。脱出に成功したアーレントは、ギュルスからさほど遠くないルルドという街でヴァルター・ベンヤミンと偶然に再会し、束の間の休息を過ごしたとされる。そしてそこで、「ベンジと私は朝から晩までチェスをして、新聞があるときには休憩時間に読んだものです」³。「収容所」から抜け出したことはともかく、近郊の町でゆっくりチェスをするというのはどういう状況なのか。

アーレントが拘留されていた「収容所」について、アーレントの伝記としては定番のエリザベス・ヤング＝ブルーエル『ハンナ・アーレント伝』は、アーレントが「ギュル」という「1939年4月以来、スペイン難民と「国際旅団」の隊員のために使われていたキャンプ」に入れられていたと述べつつ、それは「強制労働キャンプではなかった」と付記している⁴。多くの点で貴重な情報をもたらしてくれるこの伝記も、アーレントが拘留されていた「収容所」がどのようなものだったのか、また、そこでアーレントはどのような身分でそこに入れられていたのかについて具体的に理解する手立てにはならない。

本稿は、紙面の都合上二つに分割せざるをえない。以下は、全体で4章構成のうちの前半の2章にあたる。まずアーレントにおける「難民」ないし「無国籍者」と「収容所」の問題がどのように論じられてきたのか、これまでの研究動向を確認し（I章）、その上で、これらの問題が、アーレントの思想においてどのように連関しているのかを確認したい（II章）。これまでそれほど論じられてこなかったアーレントにおける「難民」の問題は、とりわけ2000年代以降注目を集めることになってきた。ヤング＝ブルーエルが「全体主義と21世紀」という章で述べるように、『全体主義の起原』第2巻を現代的な状況に照らして読むことの意義がますます高まってきていると言えるが⁵、ひとまずはアーレントの思想に則して「難民」と「収容所」の問題がどのように連関しうるのかを検討しなければならないだろう。次号では、アーレント自身が拘留されていた「ギュルス収容所」についての考察を通じて（III章）、アーレントの思想および経験から、「難民」と「収容所」という問題を考察するための手がかりを得たい（IV章）。

I. アーレントにおける「難民」問題：近年の研究動向から

アーレントにおける「難民」の問題がこれまでどのように論じられてきたのかを確認しよう。

アーレント自身は、上記の経験に基づき1943年に「われら難民」という短文を書いており⁶、さらに、『全体主義の起原』第2巻第9章において、第一次世界大戦以降に生じた「無国籍者」ないし「難民」という現象について、「国民国家の没落」という観点から考察している⁷。そこで提示された「諸権利をもつ権利」の概念はきわめて大きなインパクトを与えるものであった。ただし、従来のアーレント研究において、大方の関心は国民国家論ないしナショナリズム論や⁸、人権論のほうにあり⁹、「無国籍者」ないし「難民」という形象そのものにはそれほど注意が向けられていなかった。少なくとも日本ではその傾向はいっそう顕著である。『難民と市民の間で——ハンナ・アーレント『人間の条件』を読み直す』と題された著作はあるが、同書は、「迫害された亡命ユダヤ人難民としての自身のアイデンティティ」を主題にする素振りを見せつつ¹⁰、「難民」としてのアーレントについても、またアーレントにおける「難民」にもほとんど言及していない。

日本のアーレント研究におけるこうした関心の不在とは裏腹に、2000年代以降のグローバル化の進展、戦争形態の変容や気候変動に伴い、「難民」、「無国籍者」ないし「強制移動」という問題にいっそうの関心が集まるなか、国際的には、アーレントの「難民」ないし「無国籍者」をめぐる議論はさまざまな分野で改めて注目されている¹¹。ナショナリズム論では、山本信人が指摘するように、特定の民族が自前の国家ないし国民を形成する過程の解明に主眼をおいていた1970年代以降の議論に対し、近年のそれは、安定したネーション／国家の外で生きることを強いられた人々に注目したアーレントの議論にいっそうの関心を寄せている¹²。最近の「難民」もしくは「強制移住」研究においても、アーレントの思想の意義を振り返ろうとする傾向が見られる。『オックスフォード難民および強制移住研究ハンドブック』でジブニーは、無国籍状態がもたらす危険および不正義について、「亡命者であった政治哲学者のハンナ・アーレ

ントほど影響をもった者はいない」としている¹³。いわゆる「シリア難民」に代表される2010年代の難民危機のなかでも、「ハンナ・アーレントは、われわれのグローバルな難民危機を再考するための助けとなりうるか」という問いとともに¹⁴、いっそうの関心が集まっている。日本では山岡健次郎が、これまでの国際的な難民保護レジームおよび難民研究の姿勢それ自体に疑義を呈し、難民問題を新たなかたちで捉えようとする際に、アーレントの議論に理論的な足がかりを求めようとしているのは特筆に値する¹⁵。

以上の研究は、多かれ少なかれ、アーレントの「難民」ないし「無国籍者」についての議論を踏まえ、とりわけ人権や市民権、難民保護といった観点からその規範的射程を再考するという傾向を有するとまとめることができるだろうが、これらと一線を画するのが、政治哲学者のジョルジオ・アガンベンの議論である。アガンベンは『人権の彼方へ』の「人権の彼方」と題された章にて、まずアーレントの「われら難民」を主題的に取り上げ、そこから「難民」という地位がもつ今日的な意義を引き出そうとしている。アガンベンによれば、第一次世界大戦後に出現した「難民」という現象は、「生まれること」が直ちに「国民であること」、「市民であること」と結びつく「国民国家」体制を裏側から浮き彫りにし、またその限界を告げる。この点で、アーレントの「難民」は、「国民」でも「市民」でもない、政治の空間から排除されてきた「人民」と呼ぶべき主体性を表している。「難民は、おそらく、現代の人民の形象として思考可能な唯一の形象」だとすら述べる¹⁶。さらにアガンベンは、「収容所とは何か」と題された章において主に『全体主義の起原』を参照しつつ、アーレントから「剥き出しの生」の発想を抽出しようとしている。アガンベンによれば、「収容所」とは、単に「アウシュヴィッツ」に象徴される絶滅収容所のことだけではなく、「例外状態が規範そのものになりはじめる時に開かれる空間のことである」。つまり、国民国家の枠組みが解体し、住民のあらゆる政治的立場を奪い、人々を「剥き出しの生」へと還元する生政治的空間を指す¹⁷。この点で、アーレントが描き出した「難民」と「収容所」の議論は、現代のグローバル化や人口の流動を統べる生政治的秩序の先取りをしているというわけだ。

II. 「難民」と「収容所」

さて、以上の動向を踏まえた上で、改めて論点をはっきりさせておきたい。ここではとりわけ、アガンベンの議論（およびそれが惹起する解釈の型）に注目したい。「生政治」というフーコーの視点とアーレントの全体主義論を結びつけたアガンベンの議論はきわめて示唆に富むものであり、「難民」や「無国籍者」をめぐる近年のアーレントの再読を後押ししていることは間違いない。しかし、こうした「剥き出しの生」という観点から「難民」と「収容所」を結びつける解釈は、アーレントの議論の解釈としても、また「難民」および「収容所」という事態の理解としても、いささか牽強であるように思われる¹⁸。

まずはアーレント解釈という点から検討しよう。「国民国家の凋落と人権の終焉」と題された『全体主義の起原』第2巻第9章は二つの節に分かれている。第一節「少数民族と無国籍者」においてアーレントは、まず、第一次大戦後、とりわけ多民族国家であった帝政ロシアおよびオーストリア＝ハンガリー帝国が解体し、中欧・東欧の諸国が独立するなか、「民族」を単位とした国家秩序の再編によって多くの「少数民族」が誕生した経緯を確認している。アーレントが問題とするのは、「少数民族条約」をはじめ国際連盟が主導する「少数民族」保護体制が基本的に「国民国家」の論理に則っており、そのため、それによって保護される「少数民族」と、その対象から外れる多数の「無国籍者」を出現させることになったことである（OT, 269）¹⁹。とりわけ「絶対的な無法状態」に陥ることになった数多くの「無国籍者」の保護に向けては、庇護権の付与、本国送還、帰化（受け入れ国での国籍付与）といったいくつかの解決策が提示されたが、いずれも具体的な成功を収めることはなかった。アーレントによれば、「無国籍者」は、通常の外国人居住者と異なり、いかなる法の保護をも受けず、一切の政治的共同体への帰属をはぎ取られることになる。ここに、住民に対する法的平等を前提としていた国民国家の原理が瓦解するというわけだ（OT, 290）。第二節では、こうした無国籍者の存在そのものが、「人権」という概念の矛盾を明らかにすることが示される。これまでの観念では、人権は「譲渡不可能」

なものであって、人間は「生来 (nature)」その権利を保障されるべきとされてきた。しかし、第一次世界大戦以降の「無国籍者」の出現が露呈したのは、「国民 (nation)」として「生まれていること」が「国家」による権利保障の条件にほかならないということである。こうして「無国籍者」は、単にあれこれの権利ではなく、そもそも「諸権利をもつ権利」が剥奪される (OT, 296)。このように、アーレントの議論は、第一次世界大戦から第二次世界大戦にかけて、「無国籍者」という例外的な状態が「国民国家」の論理の矛盾と「人権」のアポリアを浮かび上がらせたことを示している。

このような議論は、前章で確認したように、国民国家論、人権論、今日の難民問題にさまざまに応用可能だろうが、しかしこうした事態と「収容所」はどのように結びつくのか。確かに『全体主義の起原』第2巻第9章では、無国籍者の状況と全体主義の収容所体制との関連を示唆する記述がないわけではない。さらに、「群を抜いたマイノリティ」として「ユダヤ人」が言及されているし、アーレント自身がそうであったようなユダヤ人難民の境遇が無視されていない。だが、少なくとも『全体主義の起原』第2巻第9章が対象にしているのは第一次世界大戦から第二次世界大戦までの期間における「無国籍者」の権利剥奪の経緯 (およびそれが露呈する国民国家の論理の瓦解と人権概念の矛盾) であって、少なくともそれを「全体主義」や「収容所」へと直結させることや、「無国籍者」を「ユダヤ人」に還元することが目指されているわけではないと思われる。

このような「難民」と「収容所」の結びつきに関し、とりわけ断章形式で綴られたアガンベンの著作は具体的に検討しているわけではない。この隙間を埋めるのが、市野川容孝と小森陽一の共著『難民』である。とりわけ小森は、アーレントとアガンベンを結びつけることで、国民国家から締め出され居場所を失った「難民」は、「諸権利をもつ権利」を奪われた存在となり、そして、「ユダヤ人強制収容所」こそ、そうした「完全なる無権利状態に人間を追いやる全過程を「全世界の前で実演して見せた」と述べている²⁰。ここで小森が典拠としているのは、『全体主義の起原』の以下の記述である。

ナツィはユダヤ人を例に取って彼ら一流の徹底性をもって、人間絶滅のこの長い準備過程を全世界の前で実演して見せた。

この過程は、ユダヤ人は第二級の市民であるという宣告に始まり、次いで国籍の剥奪、ゲットーと強制収容所への移送、そしてすでに絶対的な無権利者とされたユダヤ人はここでもう一度全世界に公然と売りに出され、彼らの返還を要求するものがあるか否かが確かめられた。そして彼らが全人間世界における「余計者」あるいは居場所のない者であると立証されたとき、初めて絶滅が開始された²¹。

この点で、アーレントが、無国籍者の権利剥奪が、とりわけユダヤ人に関して、ナチスによる強制収容所への移送および絶滅政策の条件となったと認めているのは明らかである。ただし、ここで注目しておきたいのは、以上の節およびその周辺の全体主義支配に関わる記述は1955年のドイツ語版においてかなりの程度加筆されたものであり、通常参照される英語版とは無視しえないニュアンスの違いを示していることだ。英語版の当該箇所には次のようにある。

比較的長いプロセスの最終段階においてはじめて、彼ら〔無国籍者〕の生きる権利が脅かされることになる。彼らが完全に「余計なもの」に留まり、誰も彼らのために「声を上げる (claim)」者がいなくなるときののみ、彼らの生は危険にさらされる。ナチですら、ユダヤ人絶滅を始めるにあたって、まず彼らから一切の法的地位 (二級市民という地位) を奪い、彼らを、ゲットーおよび強制収容所へと集めることで生けるものの世界から切り離れた。さらに、彼らは地表を入念に調査し、いかなる国もこれらの人々のために声を上げることはないことを確認して満足してはじめてガス室を稼働させた。(OT, 296: 強調は引用者)

両者の記述について、もちろん双方とも、国民国家システムの解体によって出現した、あらゆる法的保護を剥奪された無国籍者という現象が、ナチスにおけるユダヤ人の絶滅政策を可能にした条件の一つとなったことを述べていると理解することはできる。だが、英語版は「ナチですら」と限定することで、強制収容所とガス室という「最終段階」よりも、それを生み出したより広範な前提条件に力

点を置いているように思われる。このニュアンスの違いは、決して無視することはできないだろう。『全体主義の起原』の「起原」をどのように理解するかという度々論じられる問題にも関わっているが、ここでは、「無国籍者」の権利剥奪が「絶滅収容所」の「起原」ないし条件だという場合に、この連関が具体的にどのようなものが問題となっているからだ。

つまり、ユダヤ人の絶滅政策を、国民国家の解体による無国籍者の出現の帰結だとすると、アーレントが戦間期の比較的長いスパンを対象として分析した国民国家の論理の瓦解と「無国籍者」の権利剥奪という議論の射程が、結局きわめて狭隘なものになるだろう。「ユダヤ人難民」の出現は第一次世界大戦後というより、1933年のナチスの政権奪取を契機としたものであるし、他方で、そもそも絶滅政策を実行することになるドイツは、アーレントが分析するような国民国家には当てはまらない、と指摘することもできる²²。つまり、ジュディス・バトラーとともに、アーレントが「いかにして国民国家が構造的理由によって膨大な数の難民を創出するかを、……国民国家のナショナリズムを強化するために、いかにして難民を創出しなければならないかを示そうとした」と述べることは十分に正当だとしても²³、その論理と、『全体主義の起原』ドイツ語版で加筆されるナチによる「実演」とのあいだには、整理して論じるべき数多くの問題が残されていると思われるのである。「無国籍者」の権利剥奪と「収容所」、とりわけ「絶滅収容所」を結びつけるのは、少なくとも——アガンベンがおそらくそうしているように——「収容所」という概念をかなり拡張するのではないかぎり困難だろう。最近でも、第一次世界大戦以降に生じた「無国籍者」の現象を、「あらゆる権利を剥奪された者」という点で全体主義と結びつけ、そこに全体主義における「新しい統治形式」の特質を見ようとする試みがあるが、この場合でも「全体主義」のほうをアーレントが分析したものとは異なる現象を指す概念として再定義する必要があるだろう²⁴。

もちろん、「ユダヤ人」という形象に関しては、アーレントが書いているように、ユダヤ人が「群を抜いたマイノリティ」とみなすことはできるだろう。『全体主義の起原』第2巻第9章の元となった1945年の論文「無国籍者」において、アーレントは、多くの「マイノリティ」が第一次世界大戦後に上述のように国民国家の論理に立

脚してその権利を保護されるようになるなか、「ユダヤ人」は、さまざまなマイノリティや無国籍者のなかにあつて、送還元となる祖国も承認される国籍も持たない「絶対的な無国籍」の状態に置かれていたと述べている²⁵。

だが、この1945年の論文はその議論の大部分が『全体主義の起原』第2巻第9章に組み込まれることになるものの、無国籍者としてのユダヤ人の扱いに関してはかなり見解が変わっていることに注意しなければならない。『全体主義の起原』がこの点に関して強調しているのは、その例外性よりむしろ、「無国籍性はまずもってユダヤ人問題である」という観念が招く示す二つの困難である。

第一の困難は、こうした特権視が、実際の政治的な帰結としては、むしろ関連諸国におけるユダヤ人無国籍者に対する冷淡な態度と、それを逆手にとったナチスによる「ユダヤ人問題の解決」の正当化につながったという点である(OT, 289f)。30年代を通じてナチス・ドイツの反ユダヤ主義政策が激しさを増すなか、1938年のオーストリア併合以降、近隣諸国に逃れるユダヤ系住民が増加したが、彼らはそこで首尾よく受け入れられたわけではない。とりわけ、アーレントは明示していないが、ナチスを逃れてドイツおよびオーストリアから亡命したユダヤ人難民について議論した1938年のエヴィアン会議の失敗は象徴的だろう。この国際会議に参加した関連諸国は結局どこもユダヤ人難民の受け入れを表明することなく、ユダヤ人難民は「ヨーロッパの望まれざるもの(indésirables)」(OT, 269)となる²⁶。先の二つの引用における、ユダヤ人の「返還」を求めたり「声を上げる」者の不在とはこうした関連諸国の態度を踏まえたものと考えられる。この会議の後、ある種のお墨付きを得ることで、彼らの運命は第二次世界大戦において領土拡張を続けるナチズムの手に委ねられることになったわけだ。

ユダヤ人無国籍者の特権視が含みうる第二の困難は、今度は、第二次世界大戦以降の経緯に関わっている。「無国籍性はまずもってユダヤ人問題である」という前提からは、少なくとも形式論理としてはユダヤ人難民の問題が解消すれば無国籍者の問題の大方が片付くことが導かれるだろうが、実際にはそうはならなかった。戦後のユダヤ人難民の問題の「解決」——つまり「イスラエル」という受け入れ場所の創設——は、「ユダヤ人問題の解決は単に新たな難民

の категория、すなわちアラブ人を生み出」したというのがアーレントの認識である (OT, 290)。

興味深いことに、1955年の『全体主義の起原』ドイツ語版では先に引用した英語版の「群を抜いたマイノリティ」や「無国籍性はまづもってユダヤ人問題である」の記述が含まれる段落が丸ごと削除される。その理由は定かではないが、少なくともアーレント自身は、「無国籍者」ないし「難民」の問題と「ユダヤ人」に特有の問題の連関を踏まえつつも、前者を後者へと還元することを拒み、二つの論理を峻別することにこそ注意を払っていたように思われるのである。

以上のようにアーレントの議論の展開をつぶさに見てみると、アーレント自身においても、戦間期における「難民」ないし「無国籍者」の出現および彼らにおける権利の剥奪、政治的共同体からの排除といった状況と、とりわけ「群を抜いたマイノリティ」であった「ユダヤ人」を主たる標的とした「強制収容所」ないし「絶滅収容所」の論理は、けっして容易に結び付けられているわけではないことがわかる。むしろ、これら二つの議論それぞれの意義を正当に評価するためにも、両者がどのように関連するのか、あるいはしないのかを改めて問わなければならないだろう。

次章では、アーレントが実際に拘留されていた収容所の概要の確認およびその体験に基づいて描かれたエッセー「われら難民」の再読を通じて、以上の二つの視角のあいだにいくらかの架橋を試みたい。

〈続く〉

[注]

- 1 百木漠・戸谷洋志『漂泊のアーレント——戦場のヨナス』慶應義塾大学出版会、2020年、64頁
- 2 矢野久美子『ハンナ・アーレント——「戦争」の世紀を生きた政治哲学者』中公新書、2014年、67、69頁
- 3 マリー・ルイズ・クノット編『アーレント＝ショーレム往復書簡』細見和之ほか訳、岩波書店、2019年、10頁（矢野、前掲書、71頁に引用）
- 4 エリザベス・ヤング＝ブルーエル『ハンナ・アーレント伝』荒川幾男ほか訳、晶文社、1999年、222頁
- 5 エリザベス・ヤング＝ブルーエル『なぜアーレントが重要なのか』矢野久美子訳、みすず書房、2017年、79頁
- 6 Hannah Arendt, "We refugees", in *Menorah Journal*, 31, 1943. [ハンナ・アーレン

- ト『アイヒマン論争 ユダヤ論集』齋藤純一ほか訳、みすず書房、2013年]
- 7 以下、『全体主義の起原』からの引用は以下の英語版を用い、OTの記号とともに本文中に頁数を記す。Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, A Harvest Book, 1976. [ハナ・アールント『全体主義の起原 2 帝国主義』大島通義・大島かおり訳、みすず書房、1998年] なお、この邦訳は基本的に同書のドイツ語版 (Hannah Arendt, *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft*) に基づいているが、とりわけ本稿が問題とする第2巻第9章は英語版とは表現や構成が大幅に異なる箇所がいくつかある。
 - 8 伊藤洋典『ハンナ・アールントと国民国家の世紀』木鐸社、2001年、第4章
 - 9 Peg Birmingham, *Hannah Arendt and Human Rights: The Predicament of Common Responsibility*, Indiana University Press, 2006; 三浦隆宏『活動の奇跡——アールント政治理論と哲学カフェ』法政大学出版局、2020年、第4章
 - 10 小玉重夫『難民と市民の間で——ハンナ・アールント『人間の条件』を読み直す』現代書館、2013年、9頁
 - 11 とりわけ仏語圏では、「無国籍者」という形象を軸に据えてアールント哲学全体を読み直すというキャロズ=チョップの『ハンナ・アールントの哲学における無国籍者』(Marie-Claire Caloz-Tschopp, *Les Sans-État dans la philosophie d'Hannah Arendt*, Payot Lausanne, 2000) や、アールントにおける世界疎外の概念から、新たなコスモポリタニズム概念の展望のもとで近年のグローバル化における無国籍者の問題を検討するエティエンヌ・タッサンの『共通世界』などが注目に値する (Etienne Tassin, *Un monde commun : pour une cosmo-politique des conflits*, Seuil, 2003)。英語圏のアールント研究でも同様のアプローチが増えている。Wolfgang Heuer, “Europe and Its Refugees: Arendt on the Politicization of Minorities”, in *Social Research*, vol. 74, no. 4, 2007; Ayten Gündoğdu, *Rightlessness in an Age of Rights: Hannah Arendt and the Contemporary Struggles of Migrants*, Oxford University Press, 2015; Seyla Benhabib, *Exile, Statelessness, and Migration: Playing Chess with History from Hannah Arendt to Isaiah Berlin*, Princeton University Press, 2018.
 - 12 山本信人「ネーションと国家がズレるとき」、川崎修ほか編『アールントと二〇世紀の経験』慶應義塾大学出版会、2017年
 - 13 Matthew J. Gibney, “Political Theory, Ethics, and Forced Migration”, in Elena Fiddian-Qasbiyeh et al. (ed.), *The Oxford Handbook of Refugee and Forced Migration Studies*, Oxford University Press, 2016, pp. 53-54. このような関心からのアールント読解については以下も参照。Seyla Benhabib, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*, Cambridge University Press, 2004 [セイラ・ベンハビブ『他者の権利——外国人・居留民・市民』向山恭一訳、法政大学出版局、2014年]; Serena Parekh, *Refugees and the Ethics of Forced Displacement*, Routledge, 2016; Natasha Saunders, *International Political Theory and the Refugee Problem*, Routledge, 2017.
 - 14 Jeremy Adelman, “Pariah: Can Hannah Arendt Help Us Rethink Our Global Refugee Crisis?”, in *Wilson Quarterly*, vol. 40, no. 2, 2016. アデルマンのこのエッセーはアールントの経歴の紹介が大部分を占めるが、いっそう理論的な考察として以下を参照。Siobhan Kattago, “Statelessness, Refugees, and Hospitality: Reading Arendt and Kant in the Twenty-First Century”, in *New German Critique*, vol. 46, no. 1, 2019; Ashika L. Singh, “Arendt in the refugee camp: The political agency of world-building”, in *Political Geography*, vol. 77, 2020.
 - 15 山岡健次郎『難民との友情——難民保護という規範を問い直す』明石書店、2019年、第5章

- 16 ジョルジオ・アガンベン『人権の彼方へ』高桑和巳訳、以文社、2000年、24頁
- 17 同上、45-46頁
- 18 アガンベンのアーレント解釈の問題点については、山岡健次郎も指摘している（山岡、前掲書、186頁以下）。より子細な考察としては以下も参照。Patricia Owens, "Beyond 'Bare Life': Refugees and the 'Right to Have Rights'", in A. Betts and G. Loescher (eds), *Refugees in International Relations*, Oxford University Press, 2011.
- 19 アーレントは「無国籍者 (Stateless people)」と「難民 (refugee)」という語を厳密に区別しているわけではない。それはアーレントの用語法の厳密さの欠如を示すものではなく、そもそも「難民」という語の定義が国際的に定められるのに先立つ過程の揺らぎこそが議論の背景をなしているためである。また、「流民」や「避難民」と訳される Displaced persons という表現も何度か使用されているが (OT, 279)、この用語自体は、アーレントも指摘するように、1940年代以降に一般に用いられるようになった語である。
- 20 市野川容孝・小森陽一『難民』岩波書店、2007年、41頁
- 21 Hannah Arendt, *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft*, Pipier, 2009, p. 612. [邦訳前掲書、279頁]
- 22 マルティーン・レイボヴィッチ『ユダヤ女ハンナ・アーレント——経験・政治・歴史』合田正人訳、法政大学出版局、2008年、212頁
- 23 ジュディス・バトラー『分かれ道——ユダヤ性とシオニズム批判』大橋洋一・岸まどか訳、青土社、2019年、230頁
- 24 樋口大夢「ハンナ・アーレントの全体主義批判における複数性の喪失と再生——教室における生徒間の関係を読み解くための準備として」、『東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室研究紀要』、第44号、2018年。樋口は藤田省三の全体主義概念を踏まえた議論を行なっている。
- 25 Hannah Arendt, "The Stateless People", in *Contemporary Jewish Record*, vol. 8, no. 2, 1945, pp. 150f.
- 26 エヴィアン会議については、まさしく「望まれざるもの」を表題に掲げる以下の研究を参照のこと。Diane Afoumado, *Indésirables. 1930 : la conférence d'Évian et les réfugiés juifs*, Calmann-Lévy, 2018.